

第274回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年12月19日（火） 15:00～17:05
(途中, 15:25～16:55まで暫時休憩のため中断)
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 資源管理方針の変更について（諮問）
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) さんご漁業の許可等に関する取扱方針（案）の一部改正について
(協議)
→ 継続協議とする旨決定。
- (3) 奄美大島海区管内における浮魚礁利用実績報告について（報告）
- (4) その他

令和5年12月19日午後3時00分開会

【開 会】

宍道事務局次長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第274回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日、事務局長の山之内が所用で欠席しておりますので、事務局次長の宍道が代わって進行させていただきます。</p> <p>なお、本日は委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。なお、議事を進めるにあたり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>それでは、今年最後の委員会に委員全員の出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>議事に入る前に、今回の議事録署名者を「山下委員」と「元山委員」をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
茂野会長	<p>それでは今回は山下委員と元山委員をお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事1 資源管理方針の変更について（諮問）】

茂野会長	<p>それでは、議事1【資源管理方針の変更について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっております。それでは、議事提出者である県から説明をお願いします。</p>
------	--

水産振興課の保科です。資料1に基づいて説明させていただきます。

鹿児島県資源管理方針の変更についてということで、こちらは諮問事項になりますので、1ページ目に諮問文を付けております。まずはそこから読み上げます。水振第672号、令和5年12月7日（水産振興課扱い）。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）。このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

それでは2ページ目をお願いします。まずは変更理由です。平成30年12月の漁業法改正に伴いまして、県が策定する県資源管理指針に基づく各漁協が作る資源管理計画という体制がこれまでありましたが、今回の漁業法改正に伴いまして、令和5年度末までに県が策定する資源管理方針に基づき、各漁協で作っていただく資源管理協定というものに変更する必要が生じました。この協定に記載する魚種というのは県の方針に記載していないといけないというルールがあるため、県の方針に協定の対象となるであろう魚種をどんどん増やしていくというのが今回の諮問の概要となっています。大筋の内容としては今年8月の委員会で説明をしたんですけれども、そこにさらに魚種が増えましたよということになります。

それでは、具体的な変更内容について、「2 変更内容」を御覧ください。国別紙、県別紙とありますが、国が策定する方針と県が策定する方針ではそれぞれ別紙がリンクするところがあるのでこのような併記という形を取っています。まず表の一番上、国別紙2、県別紙1、内容としては特定水産資源、いわゆるTAC魚種がこちらに該当します。現在はあじ、さば、いわし、くろまぐろ等の6魚種が含まれておりますが、令和6年1月から新たに管理が始まります、かたくちいわしとうるめいわしが増えます。それを持って合計8魚種となります。

続いて真ん中の段、国別紙3、県別紙2、こちらがTAC魚種ではないんですが、国際的な資源、かつ日本で数量上限が設けられていないんですが主要な漁業種というものが位置づけられています。現在の県の方針では現行にありますとおりかつおからびんながまでの4魚種が含まれておりますが、こちらに今回めかじきを追加しまして5魚種とする予定です。

続いて一番最後、県別紙3、いずれにも該当しないものということで県独自で管理を行っていく魚種になります。現行はまだい、ひらめ等の12魚種が含まれていますが、今回新たにすじあら等の26魚種を追加する予定です。ただ、現行の12魚種の中にはかたくちいわしとうるめいわしが含まれておりましたので、足し算としては10魚種から26魚種が追加されて合計36魚種ということで、県別紙1、2、3を合計すると全部で49魚種が県の資源管理方針に記載されることとなります。

では具体的にどの魚種が載ったのかというところですが、5ページ目のほうに一覧表を付けておりますので、5ページを御覧ください。5ページにいくつか表が並んでいるかと思いますが、一番左が別紙1の魚種、いわゆるTAC魚種が記載されております。この表の中での網掛け部分に変更内容です。既存のものとしては1-1から1-6のまあじからまさば及びごまさばまで載っていたんですが、ここに1-7、1-8、かたくちいわしとうるめいわしが追記されました。

続いて真ん中の上の表、別紙2の魚種、一番下の2-5のめかじきが追加されております。その下の表の別紙3魚種（国資源評価あり）というのですが、こちらについては、従来、3-4と3-5にかたくちいわしとうるめいわしがそれぞれ載っていましたが、これが別紙1に移りましたので、うまづらはぎからぶりまでは番号が繰り上がりました。そして、3-11、3-12にすじあらとまかじきが追加されております。

そして一番右の表、別紙3魚種（国資源評価なし）、いわゆる県独自の資源管理魚種となりますが、3-13のあらから3-36のきんめだいまでが今回追加予定となっております。

それぞれ別紙にどのような記載をしているかという説明をしますので、資料の3ページのほうにお戻りください。「3 別紙に定める事項」ということで、別紙1、2、3と簡単に記載しております。

まず(1)の別紙1、今回、かたくちいわしとうるめいわしが追加されますので、それを例にとって説明しております。まず第1、こちらには特定水産資源名ということで資源名、かたくちいわしならかたくちいわしと、そして海域・系群名がそれぞれ記載されることになっています。鹿児島県で言いますと、対馬暖流系群という1つの資源のかたまりがありますので、名称としては、かたくちいわし対馬暖流系群とか、うるめいわし対馬暖流系群というような名称が入ります。

続いて第2には、知事管理区分及びそれぞれの管理区分ごとの漁獲量の管理の手法を記載します。具体的には水域ですとか漁法、あとはどれくらいの時期にやるかということとそれぞれの管理手法を記載することになっています。第3については可能量の配分方法ですね、他の魚種で言いますと過去何年間の平均で按分しますとかいう風な記載をしているんですが、かたくちいわし、うるめいわしにおいては、全量を知事管理区分へ配分、つまり、県全体の漁業で全量を管理しますよという記載がなされております。

続いて、第4について、これは、漁獲可能量以外での管理方法を記載する部分ですが、かたくちいわしのしらすというのは資源管理の対象外と今回なりますので、その旨を記載しております。第5、その他事項については、このかたくちいわし、うるめいわしについては3段階のステップアップでTACの本番に入るという格好をとられておりますので、その旨を記載しております。

続いて「(2) 別紙2」です。第1, 第2, 第3とあるんですが、内容としましては、別紙1の第1, 第4, 第5と重複しますので、こちらに記載のあるとおりということで説明は割愛させていただきます。

「(3) 別紙3」です。県の独自の管理等をするものが記載されますが、第1については同様に水産資源名を記載します。第2の資源管理の方向性というものがありますが、これが別紙3にのみある項目となっております。どういった管理をしていくかということを書いていくこととなります。大きく2つに場合分けがされて、まず1つ目が(i), 国の資源評価があるが、目標が定められない場合、この中でまた3つに分かれますが、①がMSYベースでの目標案の検討が進められている魚種というものになります。県の資源管理方針でいうとまだい等の6魚種が該当しますが、要は、MSYベースでの目標案の検討が進められているということは、その目標案が決定されればTAC魚種になるということで、TAC魚種の一步手前のものが含まれているというイメージを持っていただけたらと思います。記載される内容としては、国が行う評価について、その目標をちゃんと回復させますよということを書きます。

②は、MSYベースでの目標案の検討がなされていない魚種、要はまだTACについては検討されていないということになりますが、本県においてはうまづらはぎ等の5魚種が含まれます。こちらについては、国が行う評価のうち、資源水準というものがございしますが、こちらを県の方針を定めてから5年以内に中位以上になることを目指すと記載しております。ただ、すじあらについては、この3段階での、高位、中位、低位の資源水準というものが掲載されておりませんので、CPUE、漁獲努力量あたりの漁獲量の動向の増加を目指しますというような書きぶりをしております。

続いて4ページ目をお願いします。③、国際的な資源だけれども国のほうで別紙2に入っていない魚種ということで、本県ではまかじきが該当します。書きぶりについては、国際資源なので、国の方針に則った書きぶりを記載しているというところがございます。

続いて、「(ii) 国の資源評価が無い場合」というものですが、こちらについては、県で用いる漁獲量のデータをもって、2013年から2022年まで、直近10年間の平均トン数を維持するということに記載しております。ただ、今回追加する魚種のうちつきひがいについては現在の漁業体系、漁獲量の体系が整ったのが直近5か年ということだったので、つきひがいのみは5か年平均を出しているというものになっております。第3, 第4についてはこれまでの説明のとおりです。

では、県の方針で具体的にどのような表示がされているかということをお示ししますので、21ページをお願いします。別紙1-7、かたくちいわし対馬暖流系群について記載しております。第1については特定水産資源名及び海域名を記載しております、第2については漁業名、水域、あとは漁獲可能期間、管理の手法としまして県への報告期限等を記載しております。第4については、しらす漁業についても今回県の資源管理方針の中で記載をしますので、しらすについては漁獲努力量を現状より増加させないということに記載しております、第5についてはステップアップ管理を行うということに記載しております。22ページがうるめいわしですが、ほぼ同様のことを記載しております。

続きまして、別紙2に追加されましためかじきについて24ページをお願いします。24ページの下の方、アンダーラインのある別紙2-5というものです、水産資源名がめかじき（北西太平洋海域）とありまして、第2の漁獲可能量以外の手法については、公的規制を遵守しましょうと。あと、今後漁協に作っていただく資源管理協定を締結しましょうねといったことが記載されております。

続いて、別紙3のうちMSYベースでの目標案が検討されている魚種としまして、25ページをお願いします。25ページの上が別紙3-1のまだいとありますが、記載としましては、第1が水産資源名、第2が方向性として、国が行う評価について目標どおり回復させますよということ、第3については先ほどと同様ですが公的規制を遵守するということと資源管理協定を策定しましょうということに記載しております。

続きまして、国の資源評価があるけれどもMSYベースでの目標案が検討されていない魚種としまして、30ページをお願いします。30ページの上のほう、3-11、資源名すじあら南西諸島海域とありますが、第1が資源名、第2が資源管理の方向性としてCPUEを増加とすること、第3については同様に公的規制の遵守、そして協定の締結といったことを記載しております。

続きまして、別紙3のうち国際資源だけれども国の別紙2に記載されていないというまかじきについて、その下の3-12に記載があります。こちらについても今説明したような内容が記載しております。

続いて、県独自の資源管理を行っていくものとして31ページをお願いします。3-13、あら鹿児島県周辺海域とありますが、第1が資源名、第2については県で把握している漁獲量のデータを用いて直近10年間の平均値程度に維持するということ、第3については公的規制の遵守、資源管理協定の締結促進といったことを記載しております。以降、このような同様の記載がずっと続きまして、43ページ目以降に新旧対照表がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは最後に今後の手続きについて説明しますので、資料の4ページへお戻りください。4ページの下の方、「4 今後の手続き」というところですが、12月上旬から中旬にかけて各海区漁業調整委員会で諮問しております。11日には熊毛、18日に鹿児島、そして本日奄美大島海区で諮問しております。それぞれ答申をいただきましたら12月下旬には農林水産大臣へ県の資源管理方針を変更しますという承認申請を提出しまして、これが認められた後に1月上旬には県公報及びホームページで公表して変更に係る手続きは終了ということとなります。

変更終了後は、各漁協が策定する協定への移行及び認定作業に順次移ってまいろうと考えているところです。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

1点確認をさせていただきます。31ページ以降の国の資源評価が行っていないが、というものが並んでいるんですけども、ここを見ると、資源を現在の水準に維持するためには漁獲努力は現行、漁獲量の直近10年の平均とこういったものがずっと書かれているのですが、今の漁業の位置づけでは、資源はそこそこ維持されるという、そういった県の認識でよろしいのでしょうか。

保科技術主査

委員のおっしゃるとおり、今の漁業を続ければというところなんですけど、本県の現状を踏まえると恐らく漁師の数は減る一方ということになると思います。なので、そこも勘案して今ある資源を今の努力量のまま獲り続けていくことで漁業を維持ということも含めての目標となっております。決してこう、上向きにさせるとかっていうのはこの10年間でやるのはかなり現実的に難しい側面があると思いますので、まずはしっかり維持していくところからスタートしていこうと考えております。

鳥居委員

ありがとうございます。経営体の数が減っていきますので、漁獲量の維持と言いますか1経営体あたりの漁獲量も増えるだろうということで、そこで経営も維持していくというようなそういった考え方ですね。ありがとうございました。

篤委員

確認ですけども、資源管理方針に基づいて協定を各漁協が作らないといけないということになるんですけども、漁協が資源管理協定にうたっている魚種は今説明のあった管理方針に基づいた形で協定を作ることですよね。先ほど（鳥居）先生がおっしゃいましたけども、年間漁獲量の直近10年間データは、何のデータを使っているんですか。

保科技術主査	こちらは水産技術開発センターで蓄積しているデータから出していた だいております。よって、各漁協が報告した水揚げシステムのデータか とっております。
篤委員	それは、県漁連に出したデータも入っているということですか。
保科技術主査	データがどこまで含まれているか深掘りはしていなかったんですが、 漁獲報告システムは今、県漁連ともつながっている状態にはありますの で、恐らく含まれているものかとは思いますが。
篤委員	分かりました。おっしゃったように過去の水準を維持していく姿勢で 取り組むという理解はしましたけれども、瀬戸内漁協が多分やられてい ると思うんですけども、たかさごは近年甕島でもたくさん獲れて、漁 獲量的には相当増えているんじゃないかなと感じるんですけども、少 し話はずれますけど、その辺なんてどうでしょうか。
保科技術主査	こちらを策定するにあたっては過去の実績ベースで見ていたものです から、委員のおっしゃる今の獲れる魚種の変動までは正直カバーでき ていないと思います。ただこの方針自体も随時見直しは可能なものです から、漁獲量のデータなり評価なりが出た段階で見直すことは十分可能か と考えます。
茂野会長	それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事1については、 原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	御異議がないようですので、議事1については、原案のとおり答申す ることと決定いたします。 それでは、次の議事に入る前に、事務局より暫時休憩の申し出があり ましたので、暫時休憩としてよろしいですか。
各委員	(異議なし)
茂野会長	では、暫時休憩といたします。

【議事2 さんご漁業の許可等に関する取扱方針（案）の一部改正について（協議）】

茂野会長

それでは、再開します。

次に、議事2【さんご漁業の許可等に関する取扱方針（案）の一部改正について】を議題といたします。この件は、協議事項となっておりますから、県から説明をお願いしますと（当初予定では）なっておりますけれども、十分内容は把握していますので、それでも説明してもらいますか。

各委員

（「もう説明はいいのではないですか」の声）

茂野会長

もういいですか。はい。

では、委員から御意見や御質問はありませんか。

中田委員

6月にこの（改正案の）文章を見て、今回同じものが出てきて、ずっと6月以降感じていたのは、これが、この文章がなぜ独占（1者しか参入できない方針）なのだろうと。どこにも1者にしか許可を出さないと書いていないし、ちゃんと条件があるんですよ。1年とか3年とか実績を積んで。漁師でも独立する時には先輩の船に乗って、それから独立する。私のメインの仕事はダイビングですので、そこで3年勉強してから独立していく。実績を積もうと思えば積めるんですよ、今の方針でも。ハードルが高いだけで、ハードルを下げるようなことをして、本当にさんごを守れるのかと。海の中でいろんな魚とかいろんなものを競争して獲ってくださいということはあるんだけど、このさんごだけはあまり手を付けたくない。龍郷の湾で20年ほど前からさんごの養殖をやっているんですよ。20年経ってもそんなに育たない。それを育てるのに何十年もかかるんですよと、それを競争させる原理で（獲っていった）いいのかなと思っています。この現行の方針で（参入）できない業者がいてもそれは仕方ないのかなと。（新規参入）できない訳じゃない。現行でやっているところにお願いをして、1年なり2年なり勉強をしてから独立をしていけばできる話で、今やりたいからやらしてくれ、これじゃやれないから方針を変えてくれという風にしか受けていないのよね。現行のもので十分やっていけるのではないかと私は思っています。

茂野会長

それでは、この協議事項につきましては問題点も多くもっと掘り下げた形で協議をし、県からの説明を受けたいと思っておりますけれども、この協議事項は継続協議ということでよろしいですか。

各委員 (異議なし)

茂野会長 ではそのようにいたします。

【その他 奄美大島海区管内における浮魚礁利用実績報告について (報告)】

茂野会長 次に「その他」ということで、事務局から1点、追加で報告事項があるとのことなので、説明をお願いします。

丸山書記 それでは、その他の時間をいただいて1点御報告をさせていただきます。資料3を御覧ください。「奄美大島海区管内における浮魚礁利用実績報告」でございます。

こちらについては、本年2月の本委員会において、「浮魚礁の敷設及びこれを利用し行う漁業についての指示」の更新について協議いただいた際に、委員から「島ごとの単位くらいで実績報告の内容について共有いただきたい」との御発言があったことに基づき、各設置者から報告のあった令和4年度における管内の浮魚礁の利用実績について取りまとめたものになります。

実績については、資料3にまとめたとおりですが、いくつか補足をさせていただきます。まず、現時点においても一部設置者から報告がないため、報告のない分についてはこの報告に含まれておりません。また、県報告分については、管理委託を受けている奄美地区人工魚礁管理運営協議会から県に報告があったものを委員会に報告してもらっているところですが、管理委託先から県に報告があったのが令和3年度分までのことであるため、資料3の一覧には、県設置分は令和3年度実績、それ以外の設置者、管内漁協や管内漁業集落設置分は令和4年度実績の数字が積み上げられています。

また、県報告分については、管内漁協の一部について管理委託先への報告がなされていないとのことで、未報告の漁協分の報告がなされていないため、報告のない分はこの報告に含まれておりません。未報告の分については、引き続き督促を行ってまいりたいと思います。

最後に、委員及び関係者へ配布した資料3については、2ページ以降に奄美大島海区管内における最新の浮魚礁設置状況の一覧及び設置位置図を配布しておりますが、こちらは対外的に公表していないものになりますので、取扱いに御留意いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

茂野会長 説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

各委員 (特になし)

茂野会長 それでは、質疑もないようですので、この件についてはこれで終了いたします。

【その他】

茂野会長 その他、事務局や委員のほうから何かございませんか。

杉委員 ソデイカの件で、沖縄県との関係で色々聞いてありますので(共有します)。去年と同じように、沖縄の与那原地区の漁船の方々が11月に(奄美大島海区内で)操業をしていると。それに50海里以内(の操業)で旗数を守っていないというのも聞きました。

それ以外でも、ここ最近で100海里以遠の操業で宮崎県のはえ縄船ともめ事になって、宮崎から与那原に申し入れに行くという話になっているというようなことがあるようですね。

また、沖縄県内でも、糸満のほうから、与那原が11月を守らない(沖縄海区内で禁漁時期の11月にソデイカ旗流し漁を奄美大島海区内(11~5月が解禁月)で行う)のであれば、自分たちももう11月からやろうということになっているので、また来年、沖縄の方がそんな感じなので色々もめ事が出てくると思いますけど、またその時に話したいと思います。

以上です。

茂野会長 はい、ありがとうございます。

ソデイカ漁業に関しては、沖縄が12月から(解禁)ということですがけれども11月に喜界沖に来ているとか、今言われたような旗数制限を守らないとか、100海里を超えて操業しているとか、いろんな問題点が指摘されておりますけれども、事務局としましても沖縄海区のほうに電話なりして引き続き苦情は言っております。これ、沖縄海区としても指導は徹底しているんですけども、なかなか400~500隻いる中で守らない漁師がいるのもまた事実だということで、常に指導はしているとのことで、引き続き事務局を通じて沖縄海区のほうに申し入れをしていくようにお願いします。

その他、何かございませんか。

丸山書記 次回の委員会につきましては、2月中旬頃に開催予定となります。後日、個別に各委員の御都合についてお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

茂野会長

他に何かございませんか。

特にないようですので、以上で、本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

宍道事務局次長

それでは、以上をもちまして、第274回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日は大変熱心な御審議・御検討どうもありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



山下 安富



元山 公知

